

川の主なものは営業収益でございまして、水道料金も大部分はございまして、これは、百九十万人百円というものが水道料金になり、いなければ、いけません。そのほか、量水器使用料というもののほかから工事委託費、その他の営業収益というふうなもの、二百五十万九万五千七百円と相なれば、いけません。さらに営業外収益といつたもので、九十四万五千五百円というものを追加しようというわけにございします。これは先程申し上げた通り、国道の管理の切り組、それから多摩校のその他の切り組、トございします。

二番（大久保一郎）提案理由の説明中であり、すが省略を、結構だと思ひます。

議長（石川信義）たゞ今の大久保議員の発言通り取り、けからうに御異議ございせんか。

（異議ありと叫ぶ者あり）

議長（石川信義）異議ありと認め、理事者の説明を省略させ、載ります。ほかには御異議ございせんか。

（異議ありと叫ぶ者あり）

議長（石川信義）これにて質疑を終結いたします。

東京都西多摩郡福生町役場

議長（石川信義）おほかりいたします。議案第二十号は更正委員会に付託し、詳細な審査を行つたにございまして、と思ひますが、これに御異議ございせんか。

（異議ありと叫ぶ者あり）

議長（石川信義）御異議ありと認め、さう決定いたします。これは本委員会、の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長（石川信義）日程第十五昭和三十七年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算案、第一回議案、二十九号を議題にいたします。局長を、朗読いたします。

事務局長（金子国利）朗読

議長（石川信義）理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（河原崎俊夫）議案、二十九号、昭和三十七年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算案について、御説明申し上げます。本補正予算案は、町民が交付いたします保険料の自然増収と前年度の繰越金を財源としたもので、昨年の十月にさかのぼり、実施予定の職員給与へ、改定に、

追加したものとすものゝごとくです。これは婦人会にお願ひなしてあります。徴収事務費と公報関係の予算の不足分を追加しようとするものゝごとくです。才入款の準備費にあつたより計数整理のため、四万五千九百三十九円を追加し、二万五千七百六十九円九角の追加を同じく二十万六千六百五十九円九角の既定予算に対してより二百五十三万六千九百三十九円の追加を同じくします。最終決算の最終予算は二千六百十九万五千七百三十九円に相対かわけを同じくします。具体的に申し上げますと前年度最終予算は約三千万を同じくするの、本年度は前年度に對比してより金額はより五百万あまり伸びております。比率に比べより前年度最終予算額に対してより三十九万六千の伸びであります。御審議を載りますより、深慮通り御可成あらんことをお願ひ申し上げます。

議長(石川信義) それより質疑を行います。

(異議なしと叫ぶ者あり)

議長(石川信義) それより質疑を終結いたします。

議長(石川信義) おはかりいたします。議案才九号は更正委員会に付託し慎重に審査を

行うことにいたしました、と思っておりますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

議長(石川信義) 異議なしと認め、さう決定いたしました。なお委員会への審査報告は、本会期中にお願ひいたします。

議長(石川信義) 次に日程才十六昭和三十七年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出追加更正予算案を議題にいたします。局長をより議長の朗読をいたします。

事務局長(生田国利) 朗読

議長(石川信義) 理事者からの提案理由の説明を求めます。

助役(保崎俊夫) 議案才九号昭和三十七年度福生町公益質屋の才二目目の特別会計歳入歳出追加更正予算案を申し上げます。本補正予算案は質屋収入の増収分、賦課といたしまして他の特別会計と同じように昨年十月にさかのぼり、実施予定の職員の手給の改定に必要な予算を追加いたしますとともに、この機会に、他の諸経費につきましても実績とに合わせ、より実情に即するようになすものとすものゝごとくです。歳入が五万五千五百円の追加、歳出も五万五千五百円

の追加歳入歳出とも差引き成績と相がかりのことにはなっております。御審議願います。
レ御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

一議長(石川信義)それより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)それより質疑を終結いたします。

一議長(石川信義)おかけいたします。議案第三十号は更正委員会に付託し詳細な審議を行なうことにいたしましたと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議なしと認めさう決定いたしました。尚審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一議長(石川信義)日程第十一号昭和三十一年度福生町営と場特別会計歳入歳出追加更正予算案第二目議案第三十一号を議題に供いたします。局長をレい議案の朗読いたします。

一事務局長(金子国利)朗読

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(石川信義)理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊次)議案第三十一号昭和三十一年度福生町営と場第二目の特別会計歳入歳出追加更正予算案について申し上げます。本補正予算案はブタの殺頭数の増加にともない、場使用料の自然増収を財源といたしました。他の特別会計と同じように職員の一スアンプに伴う必要予算の不足分を処置を変更にいたしました。追加更正いたしますこともにこの機会に機械の繰り上げ償還のための予算を御承知のようにおの第一回の追加予算に三百万円計上したにの不足分を、議会の御意向にのりまして、これを一般会計予算への繰り出し金に補正をするという措置をこの機会にとらうとするものがございます。一般会計予算にあつたものは、すべてに三百万円の繰入れを歳次載し、おのものの不足分を、その他の歳入歳出ともには、他の特別会計予算とすべく同じようなものがございます。歳入歳出ともに今回の追加予算額は六十四万円でございます。最終予算は二十四万七千四百九十円と相なりしております。おかげをもちまして、一般会計にあつたものはブタの殺頭数の増加に伴い、それより昨年度と比べますと若干の増加をいたしました。

わけにござります。去年が八百五十三万四千円、予算が百五十三万四千円、最終の予算は一千四百七十四万九千円に相なつておる次第でございます。来案通り御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

一議長(石川信義)それより質疑を行います。

二三番(大久保二郎)結局今より四つの特別会計が議案に上提されたわけですが、この提案の日付けが十一月のはい、二、三、四、五は正式であります。その日付けは必ず記載し、議案に提案しなさい、と、二、三、四、五を特に要望。今後は注意しなさい、と、思ふ、す。

一議長(石川信義)ほかに御意見ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)それより質疑を締結いたします。

一議長(石川信義)おはかりいたします。議案が三十一号は、と場特別委員会に付託し詳細な審査を行ふことにいたしました。思ふますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(石川信義)御異議なしと認め、さう決定いたしました。尚審査の報告は本会期中にお願ひ致します。

一議長(石川信義)ただ今休憩の発言がありましたが、休憩にしたいと思ふますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議なしと認め、それより休憩いたします。

休憩 二十時五十分

開議 一時五十分

一議長(石川信義)それより会議を開きます。日程が十八、福生町水道給水条例の一部を改正する条例、議案が三十一号を議題に供します。本件に付いては、~~厚生~~生委員会の審査を付託中であり、その中、本委員長から御報告いたします。

一議長(吉田清)審査報告をいたします。件名は福生町水道給水条例の一部を改正する条例、三十一号、議案が三十一号でございます。委員会付託が昭和三十一年二月二十一日、第二回福生町議会臨時会におき、厚生委員会に付託され、委員会の開会が昭和三十一年

巻末消印

巻末消印

一議長(石川信義)より委員長報告に対する質疑を行います。

一三番(大久保一郎)先程料金の値上げという問題について私は私どもは結局は上げよう
いたくない、というのが厚生委員長のご意見でございます。二つ重要な点
に付きます。厚生委員会におきましては、特に十分審議され、原案通り可決す
るという点についてはあります。それより厚生委員会が経費面においては、
大衆面を考えた結果値上げをされたくない、という段階についてあるのか、よう
に考えます。その本末について異議はございせんか。ただ二つ、厚生委員長か
ら審査報告の際にその一万六千四百万円あるか、あるいは一万九千百万円と
いうのが使われ、そのうちが、これは使の数字という点については、かと思ひます
が、便程議案などと同様、そのあか、どうか修正方を依頼致します。

一四番(吉田輝誠)は、すいません、修正いたします。たしかに万が一使の同様にあり
ました、訂正いたします。

一議長(石川信義)ほか、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(石川信義)御異議なしと認めます。

一議長(石川信義)おほかり致します。議案第十三号は委員長報告通り決すに御異議な
さいせんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議なしと認めます。よ、議案第十三号は委員長報告の通り決し
ました。

一議長(石川信義)日程第九排水施設等設置に関する請願書請願第二号を議題に供し
ます。本件については、建設委員会に審査を付託してあります。その委員長より
報告願います。尚委員長、副委員長が止むを得ない事情がございまして、清
水議員より代り報告致します。

一四番(清水市)おたく委員長、副委員長がおりません、その代り御報告いたし
ます。何れ排水施設等設置に関する請願書、委員会付託、昭和三十八年三月十日
第二回福生町議会臨時会において建設委員会に付託されたものでございます。
委員会の用会、昭和三十八年三月四日午前九時に建設委員会を開き、その慎重



審査の結果、先意見を付し採択の上、執行機関に送付するものと決定
し、その意見は現状の地形的関係から下水道の施設には莫大の費用を必要
とし、現下の財政上から考へて困難な状況にあるものと見做し、現
在使用中の吸込槽の改修と新設吸込槽を設置し、地方官からの流水をこの地域
に流入せよという方々の処置をする必要が適当であるとの通り報告いたします。

議長（石川信義）これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）これより質疑を終結いたします。

議長（石川信義）おはかり致します。請願第三号は専員長報告通り決すかに御異議ござ
いますか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）御異議なしと認めます。すなわち請願第三号は専員長報告の通り可決
いたします。

議長（石川信義）日程第十一号、福生町小学校の部取壊し処分について、議案第三十三号

東京都西多摩郡福生町役場



を議題に供します。局長をしい議題の朗読をいたします。

事務局長（生田園利）朗読

議長（石川信義）理事者からの提案理由の説明を求めます。

一 助役（篠崎俊夫）議案第三十三号、町立福生町小学校の部取壊し処分について、御説
明申し上げます。町立小学校及び舎工事の本年度工事はお除をもちまして、予定より
も早く完成したものと見えますが、校舎の取り壊しに要する経費は解体の処分
と共に工事の請負者である村建設が行うことにしております。この別段の事
算措置等は必要ないわけと見えます。御可決あらうことをお願ひ申し上げ
ます。

議長（石川信義）これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）これより質疑を終結いたします。

議長（石川信義）おはかり致します。議案第三十三号は原案通り決すかに御異議ございませ
んか。

(異議なしと仰る者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めますよう議案第三十三号は原案通り可決いたします。

議長(石川信義) 次に日程第二十一 昭和三十一年福生町歳入歳出予算議案第三十三号を議題に供します。局長をレイ議案の朗読をいたします。

一 事務局長(金子国利) 朗読

一 予備(大久保一郎) 三十一年度予算案を審議するに先立ちますレイ町長から施政方針を述べた後、このように考えます。レイ町長の方より今年度の問題についてどのようにしようか方針を述べたい。その後に各部的な要案について、の説明を担当者からお願いいたします。よろしく考えます。

議長(石川信義) おけかりいたします。ただ今大久保議員より三十一年度福生町歳入歳出予算案を審議する前に町長より施政方針を伺いたい。このように発言がござんしたか、さうとりは、かうに御異議ありませんか。

(異議なしと仰る者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めようとりは、からレイ載ります。町長より施政方針を依頼いたします。

町長(瀬古清蔵) 昭和三十一年度の当初予算を御審議いただく前に、その施政方針を述べよう。ただ今発言が、あつたわけがあります。その予算の大綱を述べながら、各項目に説明を加えたい。と考えますが、その真御子承願いたしと思えます。説明並に施政方針に入ら前に一言申し上げ置きます。が、おかしな議会においあら、町長から慎重な御審議を載さ目下工事の施行中であり、この町の庁舎の建設に對し、レイ町長は予算がともないます。その議会にもおけかりを申し上げ、通り、一般行政面に対し、レイ若干のしわよ、あることも、おとを得ない面を御子承願うわけ、です。ですが、お時者とい、ます。レイ、私の方、は、その限り、一般行政に對し、レイは、さし、わりの、は、ように、お、さ、たい、と、う、こと、を、念頭、にも、う、レイ、三十一年度の予算を組んだ、べ、あります。しかし、ながら、お、お、い、は、若干のしわよ、もある、かも知れ、ません、が、大體、根本、的、には、お、い、れ、たい、こと、の、お、い、う、に、考、え、入、ら、な、い、べ、こ、う、い、ます。また、

統括的に申しますと二億三千七十万三千六百六十円という一般会計の予算を組んだわけでございます。それから順次その内容の大概を申し上げたい。と存じますが一般会計の歳入歳出の主要節目とこのを御覧戴きたいと存じます。徴税の増額におきまして一億二千四百五十八万八千三百八十九円普通税におき一億二千九百八十八万八千九百八十九円を内訳的に申し上げておきますと所得税が九百九十九万八千九百八十九円でございますが現年度分、過年度分、滞納分合々として三億二千六百八十円、たゞ消費税が千五百十萬七千円、電気ガス税が千三百十三万三千円、軽自動車税が二百七十六万二千三百円、目的税五百五十五万六千五百円増減等の面々は詳細に示してある通りに御覧戴きたいと存じます。徴税については本年一月に条例の改正により、町民税の減税を実施したのであります。その措置のあらは、大体的に四百万円の減収となるわけがあります。が、所得税の増加により、千三百四十万の徴税増額分の大半が見込まれるわけでございます。電気ガス税の軽減及びたゞ消費税の増額でございますが、これは現行を

へ計上したわけでございます。すなわち電気ガス税の税額におきまして百分の九が百分の八に、たゞ消費税におきましては、百分の十二が百分の十三と、四に改正され、おかげでござります。しかしながら現行法によらず、これは、国会に上提され、いおりますけれども決定には、おかげのものでございます。従って、現行法によらず、計上申し上げた次第でございます。次に都市計画税でございますが、五百五十五万六千五百円、次が国有提供施設等所在市町村の助成交付金でございますが、二千九百万を計上いたしました。前年度より国の交付総額が十二億円と増額にござります。ことにより見込み額を計上したものでござります。三十七年度に交付にござります。数字は、二千九百五十五万一千円にござります。おかげでございます。地方交付税におきましては、千六百八十万、前年度に比較して、四百五十万円の増にござります。地方交付税に、これは、前年度に比較して、四百五十万円の増加と、収支との関係がある。調停額と、基礎財政収入額とあり、基礎財政需用額を、五名の需用増と見込んで判定したものでござります。基礎財政収入額の算定根拠、あつは、基礎財政収入の年次表等を、三に詳細に示してある通りでございます。よく御覧戴